

改正後	改正前
<p>(健康診断) 第二十二条 (略)</p> <p>2 前項の健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断において同項第五号及び第六号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないとき、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項の業務について、直近の同項の規定に基づく健康診断の実施後に作業方法を変更(軽微なものを除く。)していないときは、当該業務に係る直近の連続した三回の同項の健康診断の結果(前項の規定により行われる項目に係るものを含む。)、新たに当該業務に係る四アルキル鉛による異常所見があると認められなかつた労働者については、第一項の健康診断(定期のものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、一年以内ごとに一回、定期に行えば足りるものとする。</p>	<p>(健康診断) 第二十二条 (略)</p> <p>2 前項の健康診断(六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。)は、前回の健康診断において同項第五号及び第六号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないとき、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。</p> <p>3 (略) (新設)</p>